

建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて

1 専任を要する主任技術者の兼務について（監理技術者には適用しない）

請負金額が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 9,000 万円）以上の主任技術者の専任を要する建設工事において、次の全てに該当する場合に限り、主任技術者の兼務を 1 件のみ認める。

- (1) 工事現場の相互の間隔が 5 km 程度であること。
- (2) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事であること。

* 工事の発注機関は問わない。

* 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 3 項に該当する工事の場合は適用しない。

* 2 現場が町内である場合は、工事現場の相互の距離を問わない。

2 現場代理人の常駐緩和について

町内に本店を有する業者については、次の全てに該当する場合に限り、現場代理人の兼務を 1 件のみ認める。

- (1) 工事現場の相互の間隔が 5 km 程度であること。
- (2) 兼務しても安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り及び権限の行使に支障がないと町長が認める工事であること。
- (3) 監督員と常に携帯電話等で連絡をとることができること。

* 工事の発注機関は問わない。

* 2 現場が町内である場合は、工事現場の相互の距離を問わない。